

指名停止中の事業者一覧

令和7年6月20日 現在

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
日精株式会社	9010401021610	東京都港区西新橋 1 丁目 1 8 番 1 7 号	R7.6.20 ～ R7.8.19 （2 ヶ月）	指名停止措置要領 別表第 2 第 5 号 （独占禁止法違反行為）	日精株式会社は、公正取引委員会より、令和 7 年 3 月 2 4 日、建設事業者が発注する特定地下式 P S 工事において、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
住友重機搬送システム株式会社	5010701005036	東京都品川区西品川 1 丁目 1 番 1 号	R7.6.20 ～ R7.8.19 （2 ヶ月）	指名停止措置要領 別表第 2 第 5 号 （独占禁止法違反行為）	住友重機搬送システム株式会社は、公正取引委員会より、令和 7 年 3 月 2 4 日、建設事業者が発注する特定地下式 P S 工事において、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
フジバスク株式会社	1010901010608	東京都世田谷区上馬 4 丁目 2 番 5 号	R7.6.20 ～ R7.10.19 （4 ヶ月）	指名停止措置要領 別表第 2 第 5 号 （独占禁止法違反行為）	フジバスク株式会社は、公正取引委員会より、令和 7 年 3 月 2 4 日、建設事業者が発注する特定地下式 P S 工事において、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
I H I 運搬機械株式会社	8010001036712	東京都中央区明石町 8 番 1 号	R7.6.20 ～ R7.8.19 （2 ヶ月）	指名停止措置要領 別表第 2 第 5 号 （独占禁止法違反行為）	I H I 運搬機械株式会社は、公正取引委員会より、令和 7 年 3 月 2 4 日、建設事業者が発注する特定地下式 P S 工事及び特定エレベーター方式 P S 設置工事において、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。
新明和工業株式会社	7140001082323	兵庫県宝塚市新明和町 1 番 1 号	R7.6.20 ～ R7.8.19 （2 ヶ月）	指名停止措置要領 別表第 2 第 5 号 （独占禁止法違反行為）	新明和工業株式会社は、公正取引委員会より、令和 7 年 3 月 2 4 日、建設事業者が発注する特定エレベーター方式 P S 設置工事において、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

指名停止中の事業者一覧

令和7年6月20日 現在

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
株式会社N I P P O	9010001034987	東京都中央区京橋 1 丁目 1 9 番 1 1 号	R7.4.11 ～ R7.7.18 (1 0 週間 + 1 ヲ月)	指名停止措置要領 別表第 2 第 1 5 号 (不正又は不誠実な行為)	株式会社N I P P Oの系列プラントは、東北・関東・北陸・中部・近畿・中国地方整備局、東京航空局が発注し株式会社N I P P Oが受注した工事において、発注者との協議を経ずに契約図書（特記仕様書、設計図面等）と異なるアスファルト合材を使用し、かつ、系列プラントは、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、株式会社N I P P Oのへ出荷していたことについて、株式会社N I P P Oは、系列プラントから管理指標実績等の報告を受けていたが、系列プラントによる上記の行為を防止するための適切な行為を怠り、結果回避義務を果たさなかった。 また、株式会社N I P P Oのの系列プラントは、東北・関東・北陸・中部・近畿・中国地方整備局発注の工事において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該工事の受注者に対し出荷していたが、契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されており、受注者からも「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）を指定」されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、「再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）を使用」し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことについて、株式会社N I P P Oは、系列プラントと密接な人的・資本関係にあり、また、同社から管理指標実績等の報告を受けていたが、株式会社N I P P Oのと系列プラント間で結んでいた契約書に基づく品質管理義務を果たさなかった。

指名停止中の事業者一覧

令和7年6月20日 現在

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
鹿島道路株式会社	1010001001805	東京都文京区後楽 1 丁目 7 番 2 7 号	R7.4.11 ～ R7.7.10 （3 ヶ月）	指名停止措置要領 別表第 2 第 1 5 号 （不正又は不誠実な行為）	鹿島道路株式会社は、北陸・中部・近畿・中国・九州地方整備局発注の工事において、アスファルト舗装工事を受注し、施工したは、発注者との協議を経ずに契約図書（特記仕様書、設計図面等）と異なるアスファルト合材を使用し工事を行っていたことについて、鹿島道路株式会社のの合材製造所長等は、契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されていた工事へ納入する合材について、再生骨材が用いられることを容認していた。 また鹿島道路株式会社は、関東・北陸・中部・近畿・中国・九州地方整備局の工事において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を自社プラントで製造し、当該工事の受注者に対し出荷していたが、契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されており、受注者からも「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）を指定」されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、「再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）を使用」し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことについて、アスファルト舗装工事を受注し、施工した案件同様、受注者に対し出荷していた案件についても鹿島道路株式会社のの合材製造所長等は、契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されていた工事へ納入する合材について、こちらも再生骨材が用いられることを容認していた。 四国地方整備局では土佐国道事務所発注の工事においても設計図書と異なるアスファルト合材が使用されていたことが発覚した。